

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 生活環境

1 薬事

(1) 概要

薬務行政においては、薬事法その他の法令に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に対する規制を行い、その製造、販売等の適正を図っているほか、血液事業の推進、化学物質の審査、毒物劇物、麻薬、覚せい剤等に関する取締り等を行っている。また、医薬分業の推進、医薬品産業の健全な育成に努めている。

特に、医薬品については、その安全性及び有効性の確保が強く要請されており、そのための諸施策の充実強化を図っている。また、近年、医薬品、医療機器等をめぐる市場開放の問題が生じており、これについても適切な対応に努めている。

医薬品等の生産額

医薬品等の生産額

(単位：百万円、%)

年次	昭和 58 年			昭和 59 年		
	生産金額	前年比	構成割合	生産金額	前年比	構成割合
医薬品	4,032,057	1.3	100.0	4,026,985	△0.1	100.0
抗生物質製剤	735,888	△14.9	18.3	742,496	0.9	18.4
循環器官用薬	509,239	15.7	12.6	531,299	4.3	13.2
中枢神経系用薬	395,493	2.0	9.8	396,492	0.3	9.8
消化器官用薬	340,620	5.9	8.4	344,273	1.1	8.5
その他の代謝性医薬品	363,149	△1.9	9.0	330,522	△9.0	8.2
外皮用薬	243,719	8.6	6.0	245,530	0.7	6.1
ビタミン剤	277,356	2.3	6.9	245,514	△11.5	6.1
その他	1,166,593	6.0	28.9	1,190,895	2.1	29.6
医薬部外品	328,324	3.3	—	364,680	11.1	—
医療用具	852,223	11.5	—	932,753	9.4	—

資料：厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計」

医薬品等の輸出入額

医薬品等の輸出入額

(単位：百万円，%)

区分 年次	輸 出				輸 入			
	昭和59年		60		59		60	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
医薬品	128,766	2.0	132,006	2.5	321,075	3.1	331,130	3.1
ビタミン剤	30,131	△9.5	29,575	△1.8	12,640	△1.0	10,160	△19.6
滋養強壯薬剤	36,247	1.1	30,691	△15.3	20,968	△7.3	21,878	4.3
抗生物質製剤	32,728	11.2	38,343	17.1	96,660	2.5	92,772	△4.0
化学療法剤	5,269	7.1	5,282	0.2	6,124	△5.8	5,340	△12.8
その他の代謝性 医薬品	6,843	1.4	7,845	14.6	13,844	7.7	13,556	△2.1
その他	17,548	9.9	20,270	15.5	170,839	5.1	187,424	9.7
医療用具	272,707	13.5	323,645	18.7	108,282	11.2	118,577	9.5

資料：大蔵省関税局「日本貿易統計」

全国薬事関係業態数

全国薬事関係業態数

(各年12月31日現在)

区分	年次	昭和56年	57	58	59	60
総 合 計		232,656	233,304	234,423	235,415	235,328
医薬品	製造(輸入販売)業	23,155	23,285	23,391	23,426	23,292
	薬 局	32,371	33,287	33,933	34,689	35,264
	医薬品販売業	82,338	80,578	79,569	78,286	76,754
医薬部外品	製造(輸入販売)業	1,083	1,064	1,055	1,061	1,082
医療用具	製造(輸入販売)業	2,958	3,002	3,059	3,143	3,297
化粧品	製造(輸入販売)業	1,168	1,205	1,227	1,290	1,342
毒物劇物	製造(輸入)業	3,171	3,230	3,239	2,962	2,926
	販 売 業	86,412	87,653	88,950	90,558	91,371

資料：毒物劇物販売業業態数は厚生省薬務局調べ，その他は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

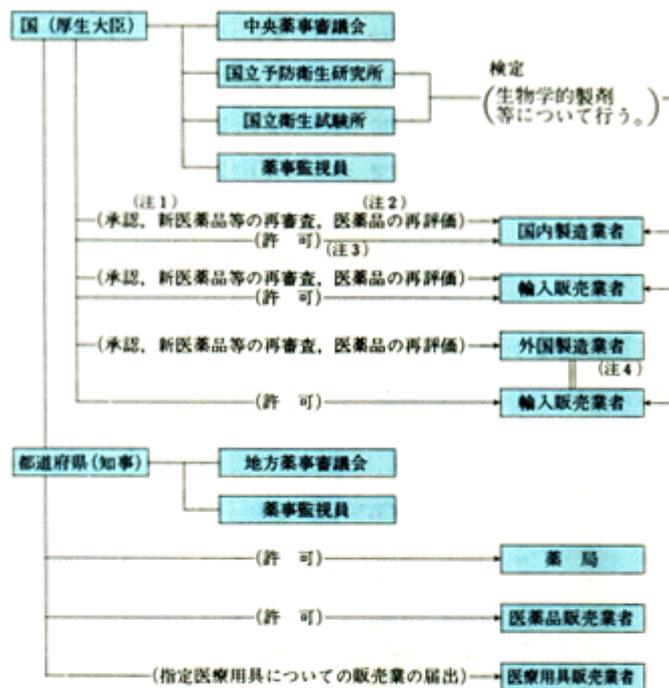
1 薬事

(2) 医薬品等の有効性及び安全性の確保

医薬品,医薬部外品,化粧品,医療用具の製造(輸入),販売等に関し,薬事法に基づき所要の規制を行っている。

1) 薬事法に基づく規制の仕組み

① 薬事法に基づく規制の仕組み

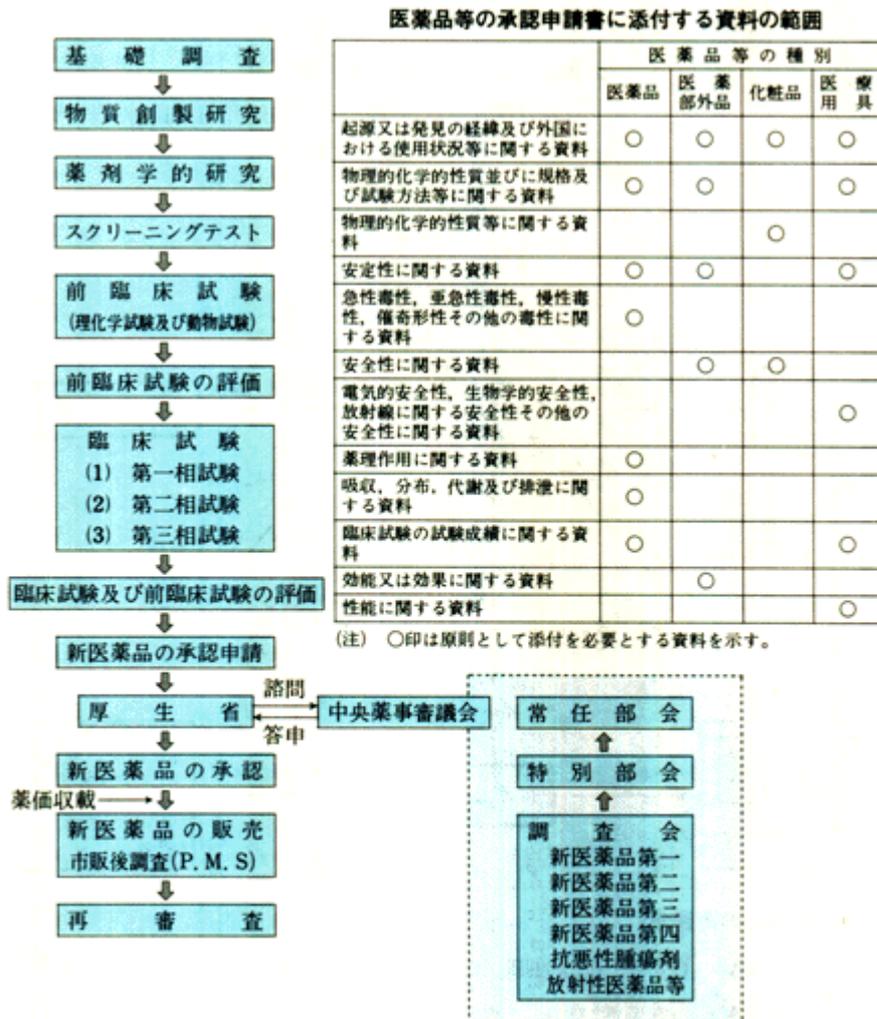


- (注) 1. 日本薬局方医薬品で厚生大臣の指定するもの以外の医薬品, 医薬部外品, 指定成分(ホルモン)を含有する化粧品及び厚生省令で定めるもの以外の医療用具については, その品質, 有効性及び安全性について審査して与えられる製造(輸入)の承認が必要である。
2. 新医薬品等については, 原則として6年後に品質, 有効性及び安全性を再確認するための再審査を受ける必要があり, 既承認医薬品のうち厚生大臣の指定したものについても, 有効性, 安全性等について現在の医学及び薬学の学問水準で検討し, その医薬品の有用性を確認する再評価を受ける必要がある。
3. 医薬品等を製造(輸入)する場合は, 構造設備の状況, 人的適格性を審査して与えられる許可が必要である。
4. 昭和58年8月1日から, 外国製造業者からの承認の直接申請が認められることとなり, その者が承認を取得した場合には輸入販売業者は改めて承認を取得する必要はなくなった。

2) 新医薬品の承認審査の仕組み

新医薬品は、既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品であるが、その開発のプロセス及び承認審査のプロセスは次のとおりである。

医薬品等の承認申請書に添付する資料の範囲



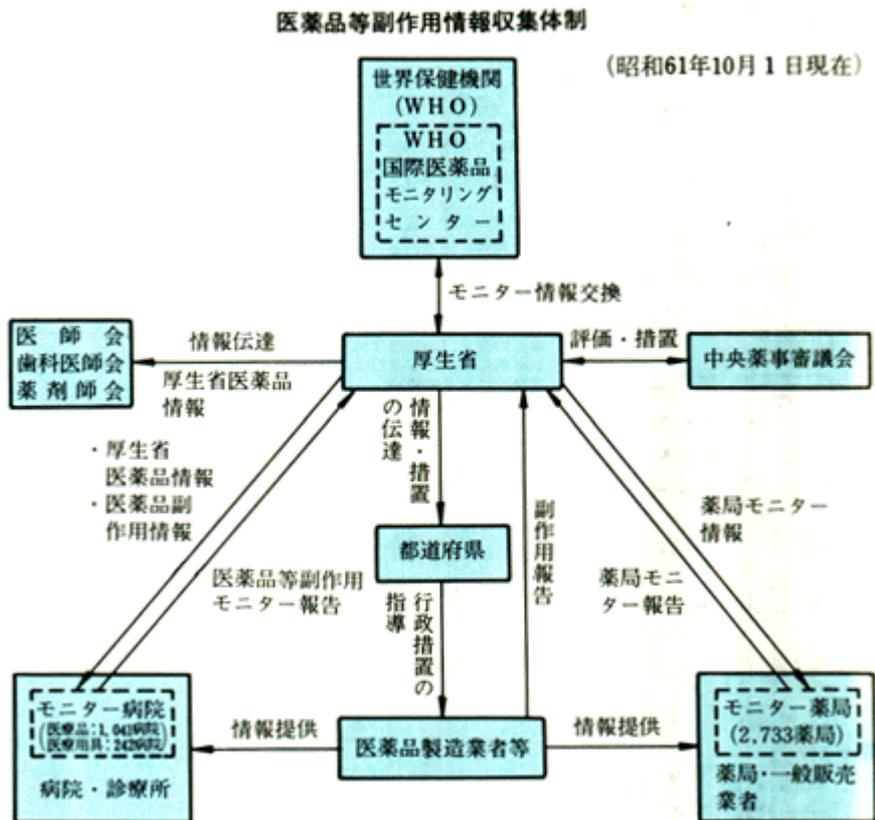
(注) 新医薬品の承認申請のため必要とされる試験は、大きく分けて、前臨床試験(理化学試験及び動物試験)と臨床試験に分けられる。
臨床試験は、上図のように、第一相試験(少数の健康人が対象)、第二相試験(少数の病人が対象)、第三相試験(多数の病人が対象)と順を追って実施される。

3) 副作用情報の収集

医薬品の副作用情報を収集し、これに基づいた適切な措置を講ずるため、モニター病院、モニター薬局を指定し、副作用モニター制度を実施するとともに、医薬品製造業者等に副作用報告義務を課す等所要の措置を講じている。

また、医療用具についても、モニター制度を59年11月から発足させている。

医薬品等副作用情報収集体制



4) 医薬品の再評価

既承認医薬品の有効性、安全性等について、医学及び薬学の現在の学問水準で検討し、その医薬品の有用性について評価を行っている。

医薬品再評価実施状況

医薬品再評価実施状況

区 分	再評価終了品目数	有用性が認められるもの	適応の一部について有用性が認められるもの	有用性を示す根拠がないもの	
医療用医薬品	昭. 48第1次から昭. 58第22次までの再評価結果の合計	16,652	9,876	5,975	801
	昭. 59. 9. 27 第23次再評価結果	937	428	447	62
	昭. 60. 7. 30 第24次再評価結果	675	308	249	118
	昭. 61. 1. 30 第25次再評価結果	169	80	34	55
	昭. 48第1次から昭. 61第25次までの再評価結果の合計	18,433	10,692	6,705	1,036

区 分	再評価終了品目数	再評価基準に合致し、有用性が認められるもの	再評価基準に合致させることにより、有用性が認められるもの	再評価基準外で有用性が認められるもの	有用性を示す根拠がないもの	
一般用医薬品	昭. 56第1次から昭. 58第3次までの再評価結果の合計	3,554	2,391	1,163	—	—
	昭. 59. 6. 1 第4次再評価結果	821	478	315	19	9
	昭. 60. 7. 30 第5次再評価結果	644	264	362	17	1
	昭. 56第1次から昭. 60第5次までの再評価結果の合計	5,019	3,133	1,840	36	10

厚生省薬務局調べ

5) 薬事及び毒物劇物監視

各部道府県に配置されている薬事監視員及び毒物劇物監視員が、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具及び毒物・劇物の製造、販売等を行う業者等に対し指導監督を行っている。

薬事監視状況の推移

薬事監視状況の推移

区分		年次	昭和56年	57	58	59	60
監視員数			2,514	2,470	2,511	2,615	2,594
許可届出施設数			357,785	367,931	375,021	383,487	392,723
立入検査施行施設数			279,072	272,519	278,943	290,009	280,457
違反発見施設数			16,031	16,475	17,869	18,378	15,989
主な違反内容	無許可・無届業		412	565	718	558	529
	無許可品		247	378	899	794	604
	不良品		304	224	291	323	315
処分件数	許可取消・業務停止		13	33	28	23	34
	構造設備の改善命令等		6	24	9	13	6

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」、監視員数は厚生省薬務局調べ

毒物劇物監視状況の推移

毒物劇物監視状況の推移

区分		年次	昭和56年	57	58	59	60
監視員数			2,650	2,595	2,655	2,765	2,735
登録(届出)箇所数			94,026	95,245	96,427	97,649	98,320
立入検査施行箇所数			90,881	89,821	88,648	88,348	89,008
違反発見箇所数			14,152	13,678	16,996	13,244	13,207
処分件数	登録取消・業務停止		12	7	1	2	2
	設備改善命令		8	3	12	1	5

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」、監視員数は厚生省薬務局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

1 薬事

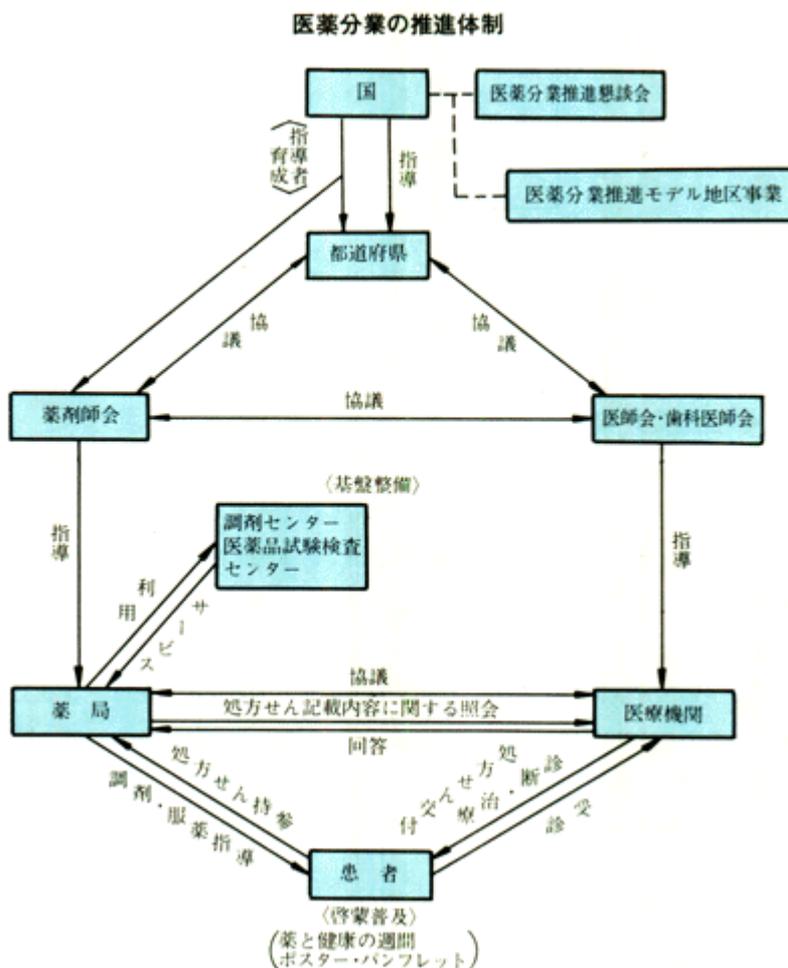
(3) 医薬分業

医薬分業とは、医療において、患者の診療は医師に、調剤は医師の処方せんに基づき薬剤師にと、「医」と「薬」をそれぞれの専門家が分担して行うことにより国民医療の質的向上を図るための制度である。

医薬分業を推進するため、調剤センター等の基盤整備、指導者育成、国民に対する啓蒙普及等の施策を推進しているほか、関係者からなる医薬分業推進懇談会が設けられている。

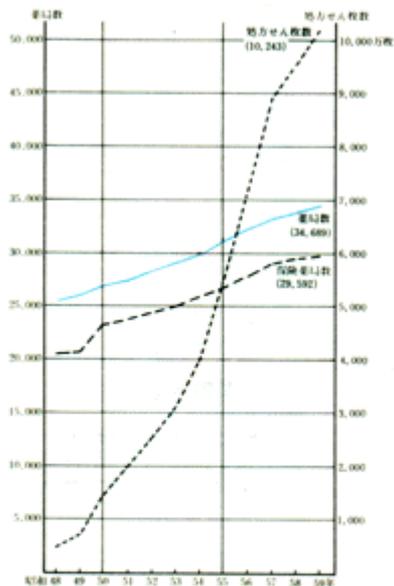
また、昭和60年度からは新たに医薬分業推進モデル地区事業を実施している。

医薬分業の推進体制



薬局数、保険薬局数及び処方せん発行枚数の推移

薬局数、保険薬局数及び処方せん発行枚数の推移



厚生省薬務局調べ

(注) 保険薬局とは、薬局のうち、都道府県知事が保険薬局として指定したものをいう。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

1 薬事

(4) 医薬品産業政策

1) 総合的産業政策の推進

極めて技術志向性の高い代表的な知識・技術集約型産業であり,国民の保健医療水準の維持向上を支える中核的な健康科学産業である医薬品産業の重要性に鑑み,研究開発力の強化をはじめとした総合的な産業振興施策を積極的に推進している。

2) 医薬品流通の近代化・効率化

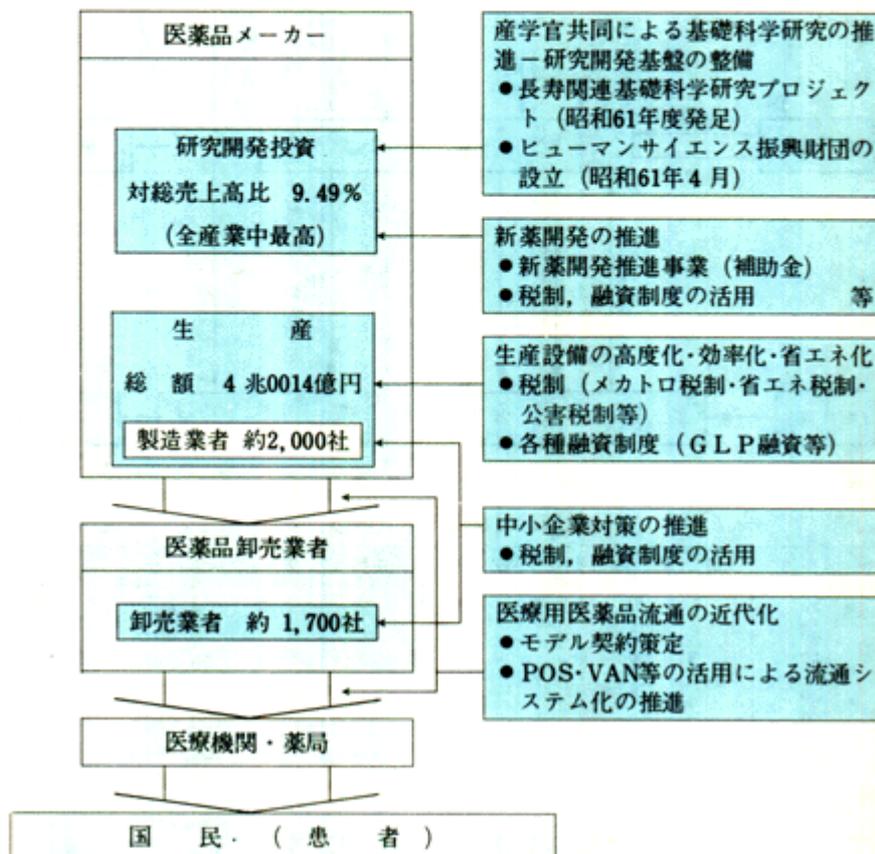
医薬品が生命関連商品であり,その安定的な生産・供給が国民医療を守る上で極めて重要であることから,従来から,医薬品流通の近代化・効率化の推進に努めている。また,近年の情報化社会の進展に対応して,受発注のオンライン化や医薬品情報システムの開発等医薬品流通のシステム化の推進にも取り組んでいる。

〈総合的産業政策の推進〉

- 研究開発の推進
 - －バイオテクノロジーを中心とした先端的・基盤的産業技術の振興
- 国際的事業展開
 - 〔医薬品産業政策懇談会〕
 - 〔昭和57年9月設置〕
 - 〔昭和59年10月最終報告〕

〈医療用医薬品流通の近代化高度化の推進〉

- 取引条件の改善－流通当事者間のモデル契約策定
- 流通活動の効率化－流通システム化の推進
 - 〔医薬品流通近代化協議会〕
 - 〔昭和58年3月設置〕
 - 〔昭和59年12月中間報告〕
 - 〈公正競争規約の策定〉
- 医療用医薬品製造業 59年7月
- 医療用医薬品卸売業 60年4月



救済給付状況の年次推移 (61年8月末現在)

年度	請求件数	支給件数	支給金額(千円)
55	20	8	1,205
56	35	20	5,851
57	78	38	59,287
58	78	61	100,818
59	130	61	109,084
60	115	94	184,741
61	51	34	84,792
計	507	316	545,778

資料：医薬品副作用被害救済基金

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

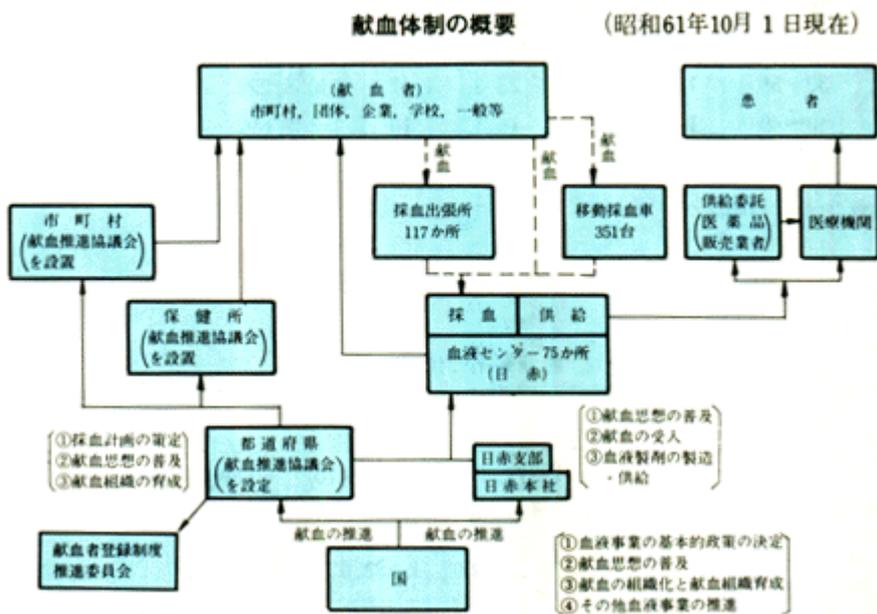
III 生活環境

1 薬事

(6) 血液事業

輸血用血液等の供給確保については、61年4月から従来の200ml献血のほか、新たに400ml献血及び成分献血の導入等による新しい血液事業を推進することとし、全国的に献血受入体制の整備と献血思想の普及等の措置を講じている。

献血体制の概要



献血者数の推移

献血者数の推移

年次	献 血					対前年比 ()内は 増加人数	人口に対 する割合
	男 性	割 合	女 性	割 合	合 計		
	人	%	人	%	人	人	%
昭和56年	4,531,527	66.0	2,335,306	34.0	6,866,833	1.11(688,092)	5.9
57	4,545,393	63.6	2,604,410	36.4	7,149,803	1.04(282,970)	6.1
58	4,755,125	61.9	2,924,904	38.1	7,680,029	1.07(530,226)	6.5
59	5,070,385	61.0	3,237,589	39.0	8,307,974	1.08(627,945)	7.0
60	5,271,264	60.6	3,424,841	39.4	8,696,105	1.05(388,131)	7.2

厚生省薬務局調べ

年齢別献血者数

年齢別献血者数

年次 年齢		昭 和 59 年			60		
		献 血 者 数	比 率	前年比	献 血 者 数	比 率	前年比
総 数		8,307,974人	100%	1.08	8,696,105人	100%	1.05
年 齢 区 分	16~19歳	1,758,688	21.2	1.10	1,792,012	20.6	1.02
	20~29	2,561,821	30.8	1.06	2,646,801	30.4	1.03
	30~39	1,936,498	23.3	1.07	2,056,226	23.7	1.06
	40~49	1,333,044	16.1	1.10	1,402,692	16.1	1.05
	50~64	717,923	8.6	1.14	798,374	9.2	1.11

厚生省薬務局調べ

血液製剤の供給状況

血液製剤の供給状況

年 次		昭和56年	57	58	59	60
全 血 製 剤	保存血液	1,751,749	1,379,590	1,170,470	989,059	813,535
	新鮮血液	633,077	695,437	718,457	734,302	690,088
	小 計	2,384,871	2,075,027	1,888,927	1,723,361	1,503,623
構成割合(%)		23.8	18.6	15.3	12.5	10.2
血 液 成 分 製 剤	赤血球製剤	2,618,367	3,237,947	3,723,457	4,241,190	4,570,631
	血漿製剤	3,691,479	4,236,320	4,799,308	5,539,918	6,065,176
	血小板製剤	1,346,044	1,619,444	1,933,619	2,253,566	2,557,275
	小 計	7,655,890	9,093,711	10,456,384	12,034,674	13,193,082
構成割合(%)		76.2	81.4	84.7	87.5	89.8
計		10,040,761	11,168,738	12,345,311	13,758,035	14,696,705

厚生省薬務局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

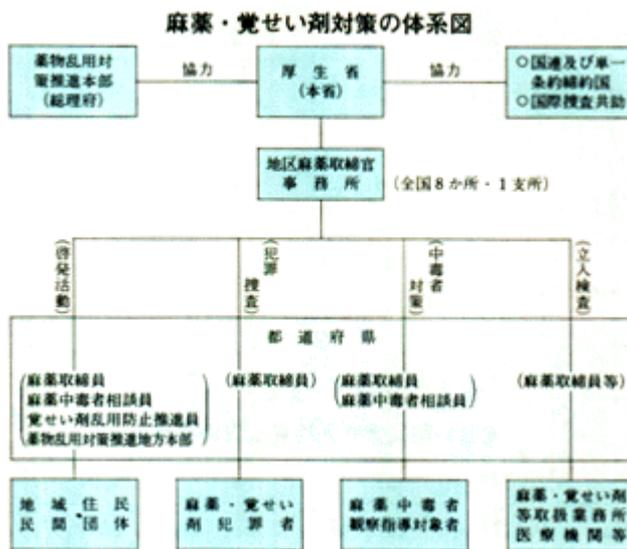
III 生活環境

1 薬事

(7) 麻薬・覚せい剤等

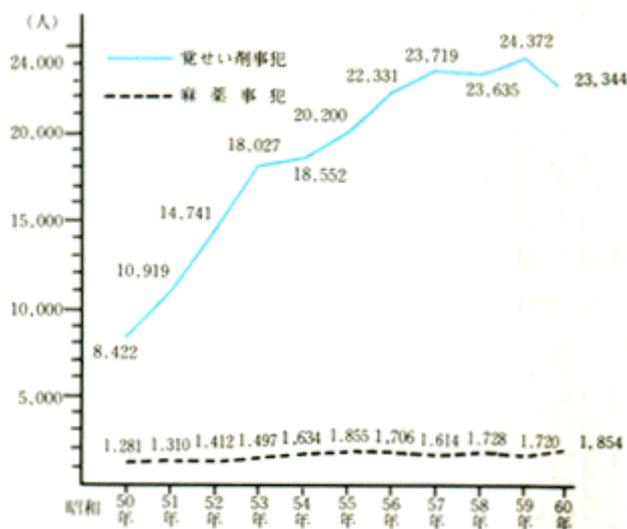
全国に配置された地区麻薬取締官事務所及び都道府県を通じ、啓発活動、立入検査、違反の取締り等の麻薬・覚せい剤等対策を総合的に推進している。

麻薬・覚せい剤対策の体系図



麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移

麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移



資料：厚生省薬務局「麻薬・覚せい剤行政の概況」

麻薬関係立入検査状況の推移

麻薬関係立入検査状況の推移

区分	年次	昭和56年	57	58	59	60
対象業務所数		54,118	53,054	52,193	51,041	49,780
立入検査回数		16,212	17,126	17,516	16,089	15,428
違反業務所数		2,627	2,480	2,586	2,204	2,236
処置	告発・送致	4	5	2	1	2
	免許取消	—	—	—	—	—
	業務停止	2	1	—	—	—
	その他	2,607	2,488	2,585	2,204	2,255
	計	2,613	2,494	2,587	2,205	2,257

厚生省薬務局調べ

覚せい剤関係立入検査状況の推移

覚せい剤関係立入検査状況の推移

区分	年次	昭和56年	57	58	59	60
対象業務所数		163,275	165,247	168,548	169,507	170,904
立入検査回数		29,357	29,156	30,109	27,417	28,360
違反業務所数		240	175	207	136	68
処置	告発・送致	—	—	—	—	—
	指定取消	—	—	—	—	—
	業務停止	—	—	—	—	—
	その他	238	172	207	136	68
	計	238	172	207	136	68

厚生省薬務局調べ

厚生白書(昭和61年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

2 生活衛生

(1) 生活衛生行政の概要

生活衛生行政は、疾病の予防や治療など、人体の健康状態の維持を図ることから更に一步進んで、人間の生活環境の衛生水準の向上、換言すれば、「ヒト」をとりまく「モノ」に注目し、公衆衛生上の見地から種々の規制や監視、指導、あるいは調査研究等を行うことを通じて国民の健康を増進し、より快適な日常生活を営むことができるようにすることを目的としている。

このため、まず、食品について安全性を確保するため、規格基準を設定し、製造、輸入、販売等に際しての監視を行うことをはじめ、家庭用品に含まれる化学物質に関し、有害なものの規制を行うことや、多数の人間が来集する建築物について、一般的な衛生上の管理基準を設けて、これを遵守させること、更には火葬、埋葬等に関する規制を行っている。また、理美容業、クリーニング業、公衆浴場業、飲食店業等の、いわゆる環境衛生関係営業については、各種の規制を行う他、経営の健全化についての指導、助成を行うことにより、その振興を図っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 生活環境

2 生活衛生

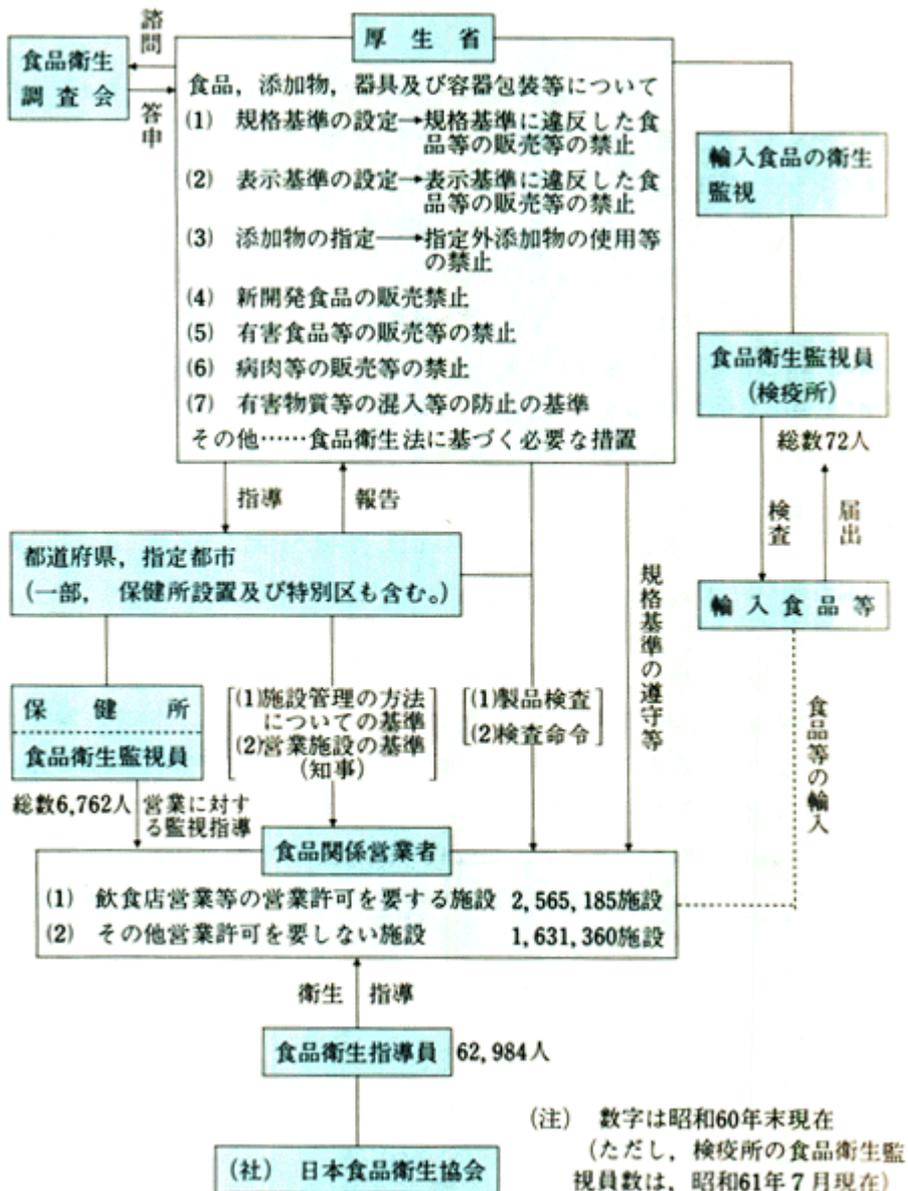
(2) 食品衛生

食品等の安全性を確保するために・食品衛生法に基づき食品,添加物,器具及び容器包装等の規格基準の設定,食品衛生監視員による監視及び指導,食品衛生管理者による自主的管理体制の整備等所要の施策が推進されている。

なお,食品等の輸入については,輸出国公的検査機関の分析表の受入れ等の検査手続の改善,国内輸入業者及び在京各国大使館との定期会合の開催等の措置を講じている。

食品衛生行政の概要

食品衛生行政の概要



食中毒の発生状況

食中毒の発生状況

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの患者数	10万人対り患者数
昭和56年	1,108	30,027	13	27.1	25.5
57	923	35,536	12	38.5	29.0
58	1,095	37,023	13	33.8	31.0
59	1,047	33,084	21	31.6	27.5
60	1,177	44,102	12	37.5	36.4

資料：厚生省統計情報部「食中毒統計」

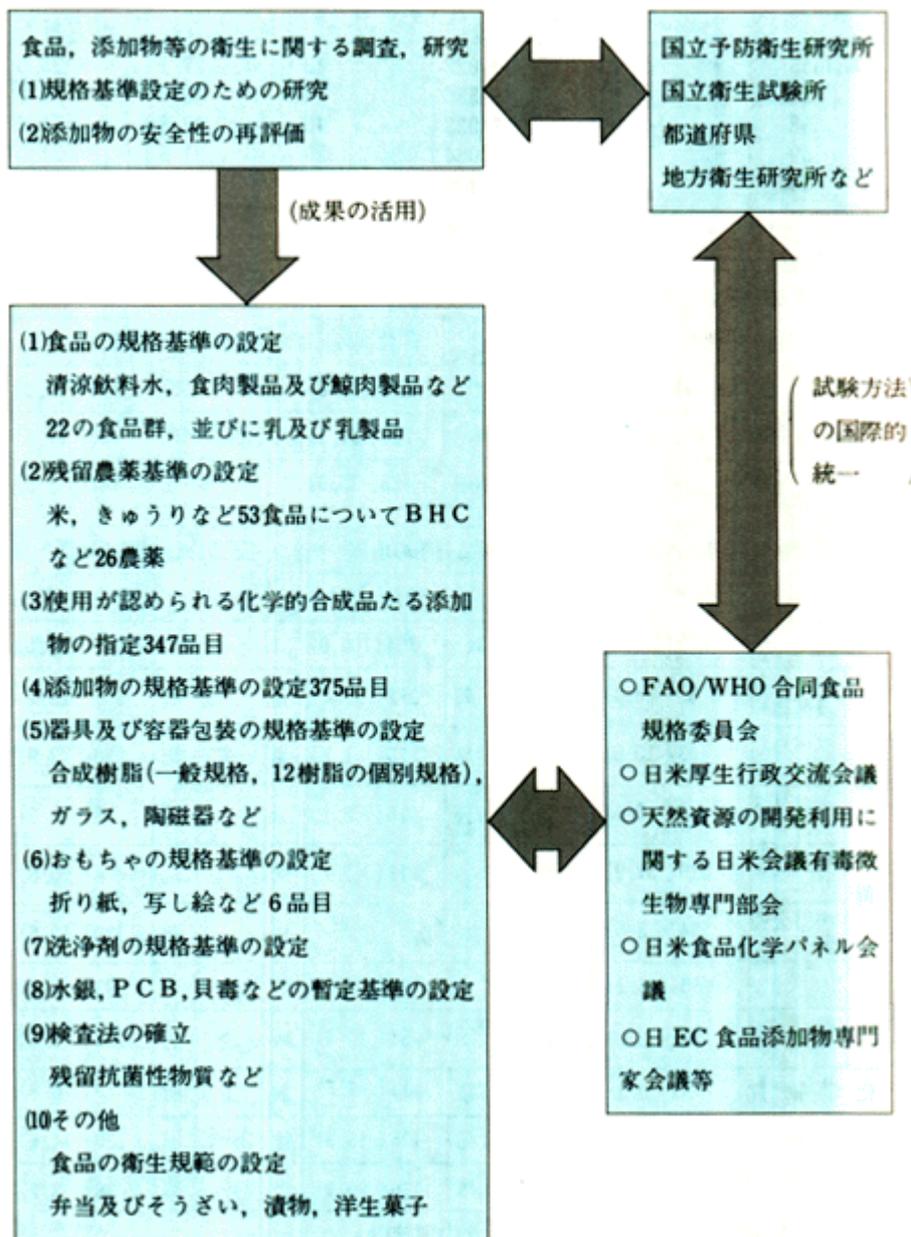
病因物質名		原因食品名		原因施設別	
	件数(%)		件数(%)		件数(%)
総数	1,177(100.0)	総数	1,177(100.0)	総数	1,177(100.0)
病因物質判明	982(83.4)	原因食品判明	754(64.1)	原因施設判明	1,030(87.5)
“ 不明	195(16.6)	“ 不明	423(35.9)	“ 不明	147(12.5)

病因物質判明の内訳			原因食品判明の内訳			原因施設判明の内訳		
	件数(%)		件数(%)		件数(%)			
総数	982(100.0)	総数	754(100.0)	総数	1,030(100.0)			
細菌	サルモネラ菌属	82(8.4)	魚介類	282(37.4)	家庭	190(18.4)		
	ブドウ球菌	163(16.6)	魚介類加工品	13(1.7)	事業場	30(2.9)		
	ポツリヌス菌	1(0.1)	肉類及びその加工品	16(2.1)	学校	46(4.5)		
	腸炎ピブリオ	519(52.9)	卵類	13(1.7)	病院	8(0.8)		
	病原大腸菌	34(3.5)	乳類	-	旅館	130(12.6)		
	カンピロバクター・ジエフェニコリ	50(5.1)	穀類	64(8.5)	飲食店	393(38.2)		
	その他	28(2.9)	野菜類及びその加工品	84(11.1)	販売店	36(3.5)		
化学物質	3(0.3)	菓子類	11(1.5)	製造所	9(0.9)			
自然毒	植物性	70(7.1)	複合調理食品	115(15.3)	仕出し屋	150(14.6)		
	動物性	32(3.3)	その他	156(20.7)	その他	38(3.7)		

資料：厚生省統計情報部「昭和60年食中毒統計」

食品等の安全確保

食品等の安全確保



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

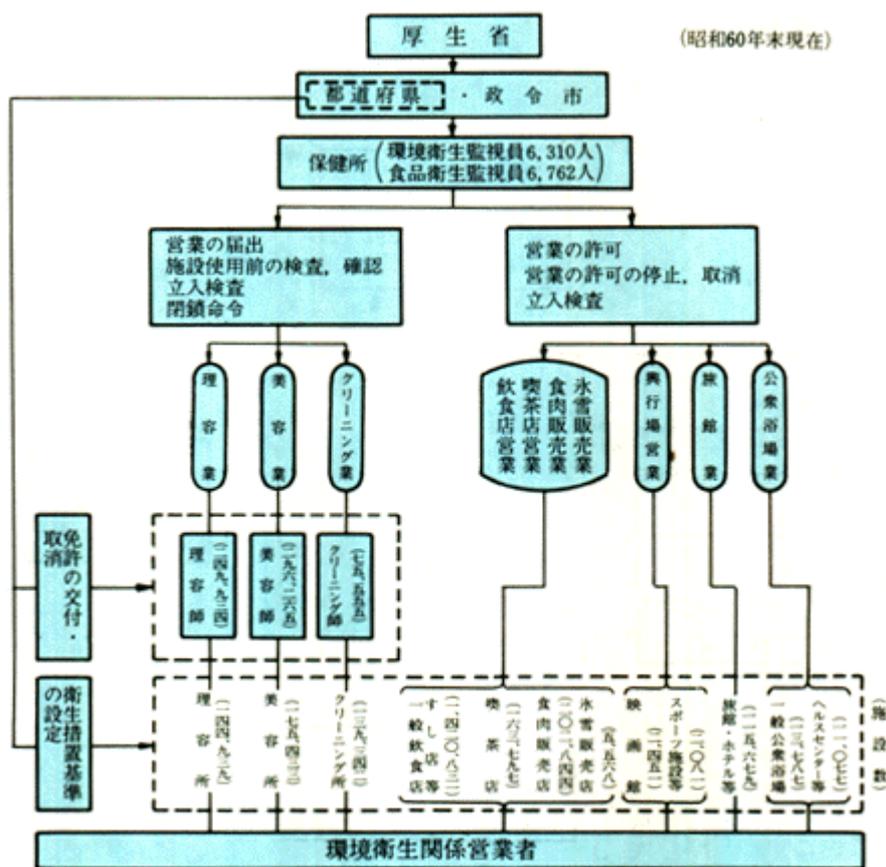
III 生活環境

2 生活衛生

(3) 環境衛生関係営業

理・美容業,クリーニング業,旅館業,飲食店営業等の環境衛生関係営業における衛生水準を確保するため,各個別法令により衛生確保のための措置基準等を定めるとともに,営業の許可,届出,立入検査等を行っており,特に,理・美容業,クリーニング業については,その業務の性格上一定の公衆衛生に関する知識,技術を有する者によって適正なサービスの提供が行われるよう従業者について免許資格制度を設けている。

また,全国環境衛生営業指導センター及び都道府県環境衛生営業指導センターを通じて,営業者に対し,衛生施設の改善向上,経営の健全化及び消費者の苦情に関する指導を行っている。



第2編

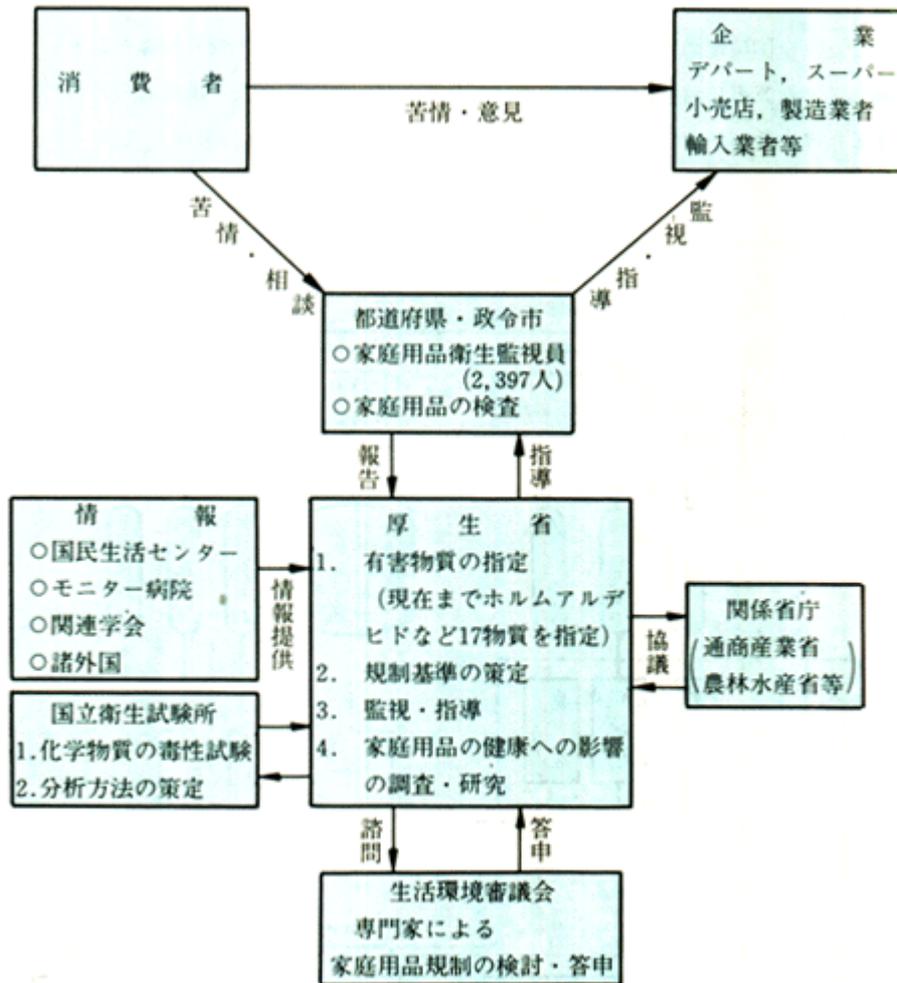
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

2 生活衛生

(4) 家庭用品の安全確保

上着,下着,くつ下等の繊維製品,洗浄剤,エアゾール製品などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき,有害物質を指定し,さらに有害物質を含有する家庭用品についてその含有量等の規制基準を設定し,家庭用品の安全性の確保を図っている。



(注) 数字は昭和60年末現在

第2編

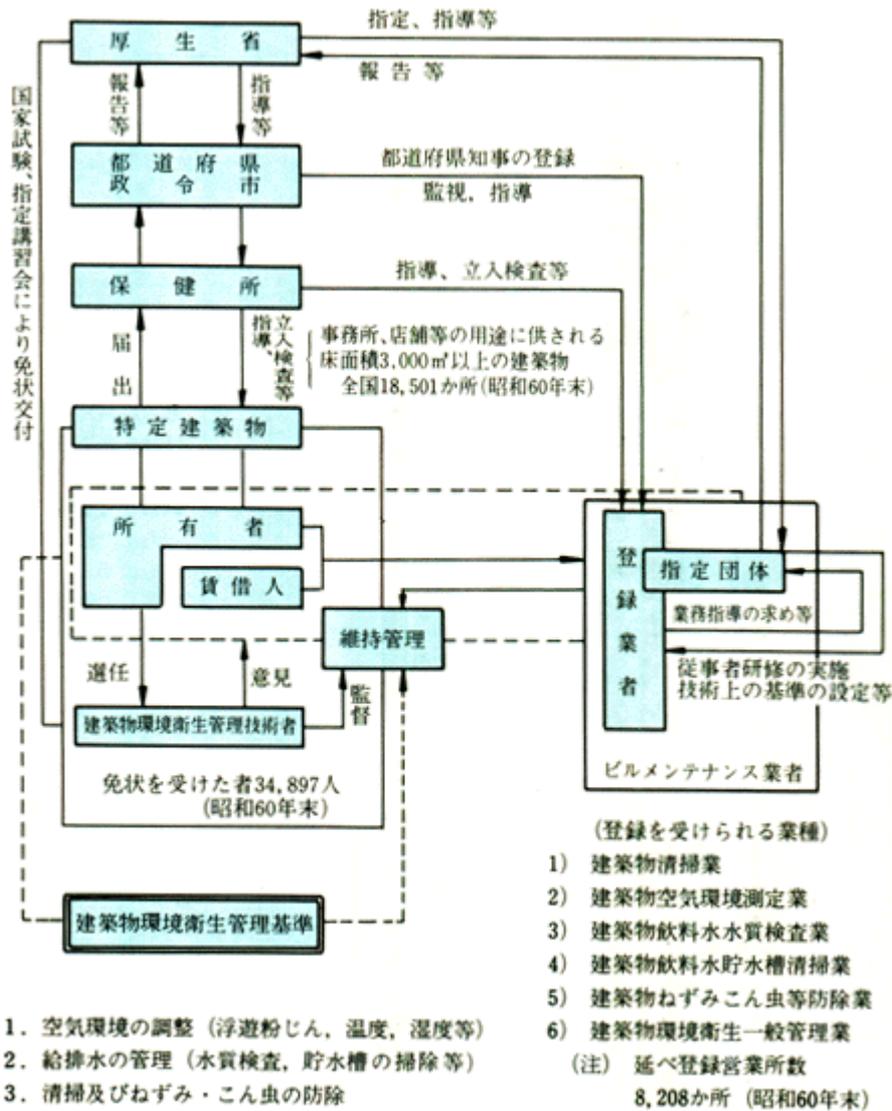
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

2 生活衛生

(5) 建築物における環境衛生の確保

建築物の衛生面における維持管理対策は、昭和45年4月に制定された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。



第2編

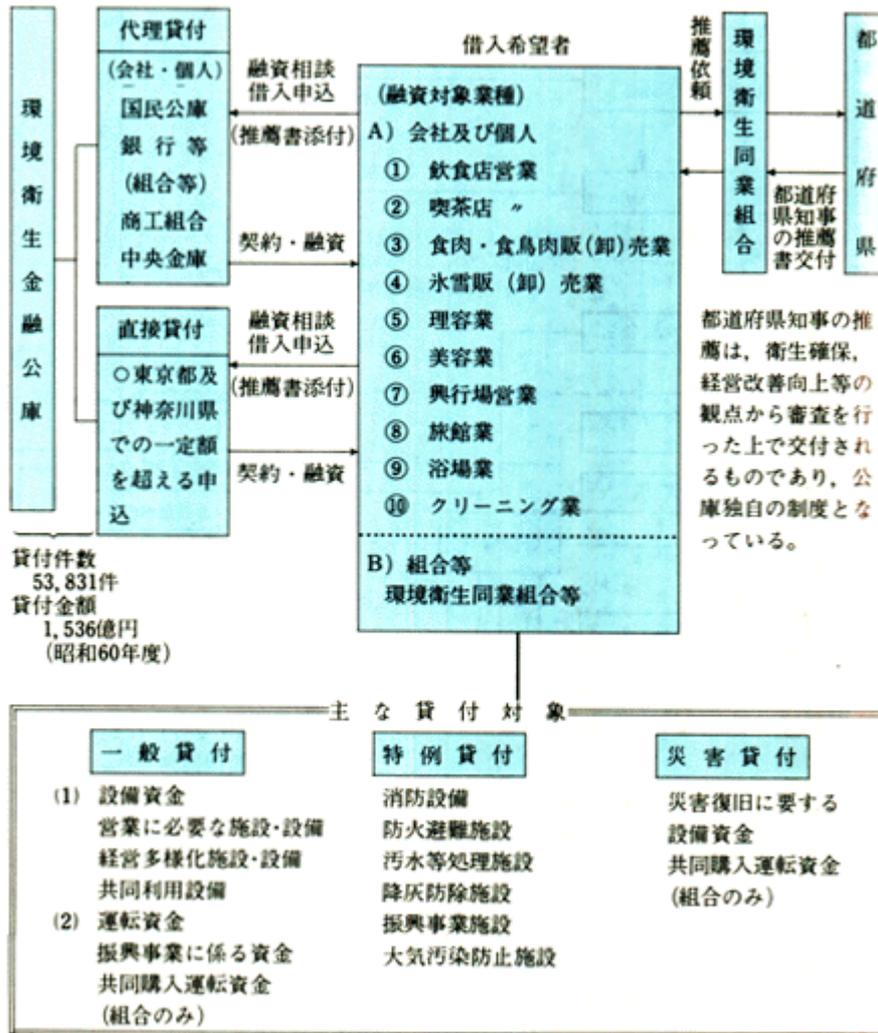
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

2 生活衛生

(6) 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある飲食店等の環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するための資金について融資するために昭和42年9月に設立されたものであり、これまでの貸付総額は2兆7,946億円(昭和60年度末現在累計)に至っている。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

3 水道・廃棄物

(1) 水道行政の概要

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

項目	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	簡易専用水道
	上水道事業	簡易水道事業			
定義	一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口 5,001 人以上のもの	一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口 101 人以上 5,000 人以下のもの	水道事業に対して浄水を卸売する事業	101 人以上の人に居住に必要な水を供給する自家用水道等	ビル、マンション等の水道事業から受水する受水槽を有する給水のための施設で、受水槽の有効容量 ^(注) が10m ³ を超える水道
経営主体	原則として市町村		原則として地方公共団体(都道府県、一部事務組合等)	—	—
管理主体				設置者	設置者
実施の手続	厚生大臣又は都道府県知事の認可が必要		厚生大臣又は都道府県知事の認可が必要	厚生大臣又は都道府県知事の確認が必要	—

(注) 昭和61年11月1日より20m³から10m³に改正され、対象範囲が拡大された。簡易専用水道の設置者は、水槽の点検、掃除等につき、基準に従って管理を行うほか、検査機関による年一回の定期的な検査を受けなければならないこととされている。

事業数等の推移

事業数等の推移

(各年度末現在)

種別	年度	40	45	50	55	59
水道用水供給事業		15	35	71	85	96
上水道事業		1,416	1,662	1,828	1,896	1,924
簡易水道事業		14,131	14,021	13,219	12,148	11,440
専用水道		3,283	3,646	3,921	4,128	4,159
合計		18,845	19,364	19,039	18,257	17,619
(参考) 簡易専用水道		—	—	—	44,243	54,036
(参考) 広域的水道整備 計画策定地域数		—	—	—	34	51 (60年度末現在)

厚生省水道環境部調べ

水道の水量の経年変化

水道の水量の経年変化

(単位：1,000m³/日)

年 度		40	45	50	55	59
上水道	1日平均給水量	16,618	25,391	32,871	35,623	39,141
簡易水道	1日平均給水量	1,198	1,521	1,812	1,974	2,146

厚生省水道環境部調べ

給水人口と普及率の推移

給水人口と普及率の推移

(単位：千人，%)

年 度		40	45	50	55	59
総人口(A)		98,275	103,720	112,279	116,860	120,173
給 水 人 口	上水道	56,422	72,361	88,065	97,620	102,969
	簡易水道	9,277	9,119	8,646	8,181	7,908
	専用水道	2,543	2,274	1,686	1,113	957
	計(B)	68,242	83,754	98,397	106,914	111,834
普及率(B/A)		69.4	80.8	87.6	91.5	93.1

厚生省水道環境部調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

3 水道・廃棄物

(2) 高普及時代の水道行政

高普及時代を迎えた水道行政の今後の目標及び基本方策は次のとおりである。

水道の目標と基本方策

水道の目標と基本方策

目 標	具 体 的 方 策
1) ライフラインの確保	<ul style="list-style-type: none"> • 需要に対応した供給の確保；ダム等の先行開発，需要の抑制，水の再利用 • 渇水対策；渇水時においても生活に著しい支障を及ぼさない程度の給水の維持・均等給水確保のための施設整備（ex連絡管の布設，調整池の設置など） • 地震等災害対策；基幹施設の耐震化，給水拠点の整備，系統の複合化等
2) 安心して飲む水の供給	<ul style="list-style-type: none"> • 水質基準等の充実；基準項目の追加，指導基準等の作成 • 水源の水質汚濁防止；関係機関等との連絡調整 • 水質監視体制の整備；水道事業者等の連絡通報体制，国の主導による微量汚染の監視体制 • 簡易専用水道の管理の徹底；設置者の理解の向上，対象範囲の段階的拡大 • 給水用器具対策；浄水器等の給水用器具による水質の劣化の防止
3) おいしい水の供給	<ul style="list-style-type: none"> • 湖沼，貯水池の富栄養化の防止；条例，要綱等による水質保全，循環曝気等による貯水池の水質改善 • 浄水操作の適正化；塩素注入量等の適切な制御 • 施設対策；オゾン処理，活性炭処理等高度処理の導入
4) 水道料金格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> • 高料金化抑制のための事業者努力；料金設定にあたっての適切な配慮，事業執行の適正化，合理的経営の確保 • 国庫補助制度の運用；家庭用料金について最高と平均とで2倍以内となるよう配慮，高料金水道に対する効率的補助，施設の高度化等への国庫補助 • 制度等の検討；水資源の先行開発に対する負担の在り方，水道用水供給事業の料金の在り方
5) その他	<ul style="list-style-type: none"> • 開発途上国に対する技術協力の推進 • 対策実施のための調整・研究の実施

1か月平均の消費支出総額に占める水道料金

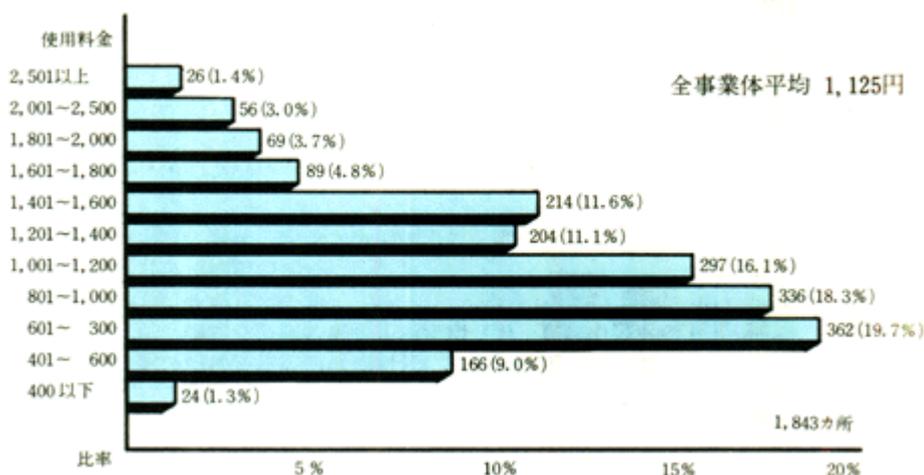
1か月平均の消費支出総額に占める水道料金

年度	項目	消費支出総額(円)	水道料金(円)	構成比(%)
昭和40年度		51,832	244	0.5
45		82,792	421	0.5
50		160,475	752	0.5
55		234,946	1,648	0.7
59		270,979	2,693	1.0

資料：総務庁統計局「家計調査年報」(人口5万人以上の都市世帯を対象)

水道料金別事業体数

水道料金別事業体数(昭和60年4月1日)
(家庭用料金 円/10m³/月)



厚生省水道環境部調べ

水道水源の種別

水道水源の種別(昭和59年度)

(単位：億m³)

水 源	河川水	ダ ム	湖 水	伏流水	浅井戸	深井戸	その他	合 計
年間取水量	53.0 (35.9%)	47.3 (32.0%)	2.1 (1.4%)	8.0 (5.4%)	10.5 (7.1%)	21.9 (14.8%)	4.9 (3.4%)	147.7 (100.0%)

厚生省水道環境部調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

3 水道・廃棄物

(3) 廃棄物処理の概要

廃棄物の第一次的な処理責任は、一般廃棄物については市町村に、産業廃棄物については事業者にある。

廃棄物の種類とその処理責任

廃棄物の種類とその処理責任		
	廃 棄 物	
	一般廃棄物（ごみ・し尿）	産業廃棄物（汚でい、鉞さい等19種）
国	地方公共団体への技術的・財政的援助	
都道府県	市町村への技術的援助	市町村への技術的援助 産業廃棄物処理業者の許可 (産業廃棄物の広域的処理も可)
市町村	市町村区域内の処理 一般廃棄物処理業者等の許可	(一般廃棄物と併せて処理できる 産業廃棄物の処理も可)
事業者	自ら排出した廃棄物の処理（処理の委託も可）	

ごみ処理の推移

ごみ処理の推移

年度		56		57		58		59	
計画処理区域内人口 (千人)		117,660		118,589		119,733		120,444	
計画収集量(t/日)		90,809		93,230		92,529		94,740	
直接搬入量(t/日)		19,400		22,026		18,447		17,850	
自家処理量(t/日)		6,609		6,601		5,888		5,326	
ごみ排出総量(t/日)		116,818		121,857		116,864		117,916	
1人当たりごみ排出総量 (g/人・日)		993		1,028		980		981	
計画処理量	焼却(t/日)	71,102	64.5	75,264	65.3	75,022	67.6	77,841	69.1
	埋立(t/日)	35,651	32.3	37,261	32.3	32,841	29.6	31,535	28.0
	高速堆肥化(t/日)	97	0.1	121	0.1	148	0.1	134	0.1
	堆肥化・飼料 (t/日)	43	0.0	44	0.0	63	0.1	72	0.1
	その他(t/日)	3,316	3.0	2,566	2.2	2,901	2.6	3,008	2.7
	計(t/日)	110,209	100.0	115,256	100.0	110,975	100.0	112,590	100.0
人の日常生活に伴って 生ずるごみの総排出量 (t/日)		97,418		99,831		98,417		100,066	
1人1日当たり排出量 (g/人・日)		828		842		826		833	

厚生省水道環境部調べ

し尿処理の推移

し尿処理の推移

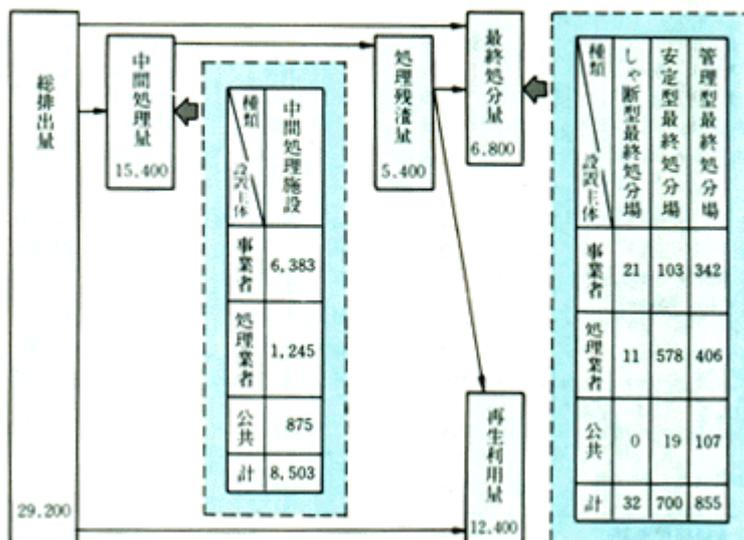
年 度		56		57		58		59	
計画処理区域内人口 (千人)		117,789		118,859		119,562		120,271	
全	水洗化人口	28,354		29,989		31,759		33,491	
	し尿浄化槽	27,764		29,182		30,107		31,263	
	計	56,118		59,171		61,866		64,754	
非水洗化人口(千人)		61,671		59,688		57,696		55,518	
計画処理区域内のく み取りし尿総量 (kl/日)		109,136	100.0	108,309	100.0	108,378	100.0	104,662	100.0
国	し尿処理施設	76,649	70.2	77,092	71.2	79,395	73.3	77,719	74.3
	下水道マンホール 等投入	5,934	5.4	5,788	5.3	5,671	5.2	5,281	5.0
	農村還元等	2,542	2.3	1,862	1.7	1,865	1.7	1,871	1.8
	海洋投入	12,757	11.7	12,976	12.0	11,715	10.8	10,567	10.1
	計	97,882	89.7	97,718	90.2	98,646	91.0	95,438	91.2
	自家処理量(kl/日)	11,254	10.3	10,591	9.8	9,731	9.0	9,244	8.8

厚生省水道環境部調べ

- (注) 1. し尿量は、年間の総量を365で割り、日量換算したものである。
 2. くみ取りし尿総量=くみ取りし尿量+し尿浄化槽汚泥量
 3. 56年度の数字はデータの見直しにより修正したものである。

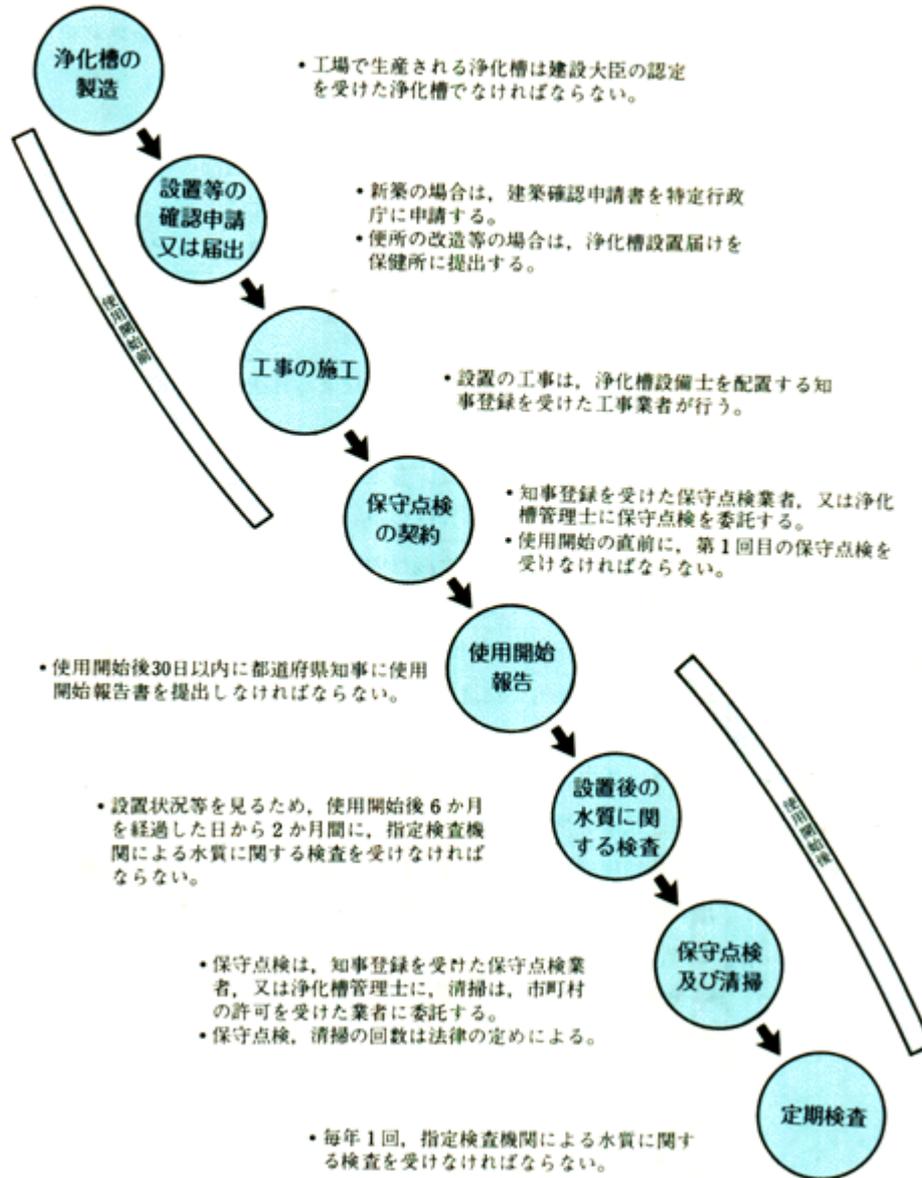
産業廃棄物の処理状況と産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の処理状況(昭和55年度, 万t/年)と
産業廃棄物処理施設の設置状況(昭和60年4月1日現在)



浄槽の製造から維持管理まで

浄化槽の製造から維持管理まで



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

3 水道・廃棄物

(4) 廃棄物の適正処理対策

(4) 廃棄物の適正処理対策

項 目	内 容
廃棄物の資源化・減量化・有効利用のための施策	廃棄物の排出量の抑制及び分別収集、集団回収、焼却余熱利用等の方策を地域の実情に応じ適宜導入することにより、廃棄物の減量化、資源化及びエネルギー利用の促進を図る。
処理が困難な廃棄物対策	事業者による廃棄物処理性の自己評価、関係者間の協議の推進等により、処理が困難な廃棄物対策を推進する。また、使用済み乾電池については、広域的な処理体制の整備等を図る。
散在ごみ対策	環境衛生週間等の機会に、空き缶等散在ごみ対策のための普及啓発活動等を行う。
収集・運搬システムの改善対策	モデル地域におけるパイプラインによる真空輸送方式の検討、分別収集の普及等を行う。
最終処分場の確保対策	年々増大する廃棄物に対し、各地域の実情等を踏まえて、必要となる最終処分場の確保に努める。
浄化槽対策	昭和60年10月1日より全面施行の浄化槽法の円滑な運用により、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造の適正化を図る。
生活排水対策	下水道の整備が望めない地域等にあつては、地域し尿処理施設の整備を積極的に推進するとともに、生活排水処理施設の整備を図る。
し尿の海洋投入削減対策	現存する海洋投入処分量を早期に削減するよう緊急かつ計画的な施設整備を推進する。
環 境 対 策	廃棄物処理施設に係る環境対策として、最終処分場等の施設立地に際し、環境汚染の未然防止対策の事前評価を推進するとともに、廃棄物焼却炉についてのばいじん規制強化、し尿処理施設等への窒素・燐規制の導入等に伴い必要となる対策を今後も推進する。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

3 水道・廃棄物

(5) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設の整備については、昭和38年度から昭和60年度まで5次にわたる整備計画を策定し、計画的な整備を進めてきたところである。第5次5か年計画(昭年56年度～昭和60年度、投資総額1兆7,600億円、昭和56年11月27日閣議決定)は昭和60年度をもって終了したが、国民の生活環境を支える基盤となる廃棄物処理施設の整備は緊要の課題であり、とりわけ大量の更新需要期を迎えること等から第5次計画に引き続き第6次5か年計画(昭和61年度～65年度、投資総額1兆9,100億円、昭和61年3月14日閣議了解)を策定する必要があるため、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正を行ったところであり、近く次期計画が策定される予定である。

廃棄物処理施設整備計画について

〔昭和61年3月14日閣議了解〕

1 昭和61年度から昭和65年度に至る5箇年間における廃棄物処理施設の投資規模を次のとおり予定し、新廃棄物処理施設整備計画を強力に推進するものとする。

総額 1兆9,100億円

一般廃棄物処理施設 1兆4,290億円

産業廃棄物処理施設 1,010億円

調整費 3,800億円

2 本計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、3年後には見直すことについて検討するものとする。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 生活環境

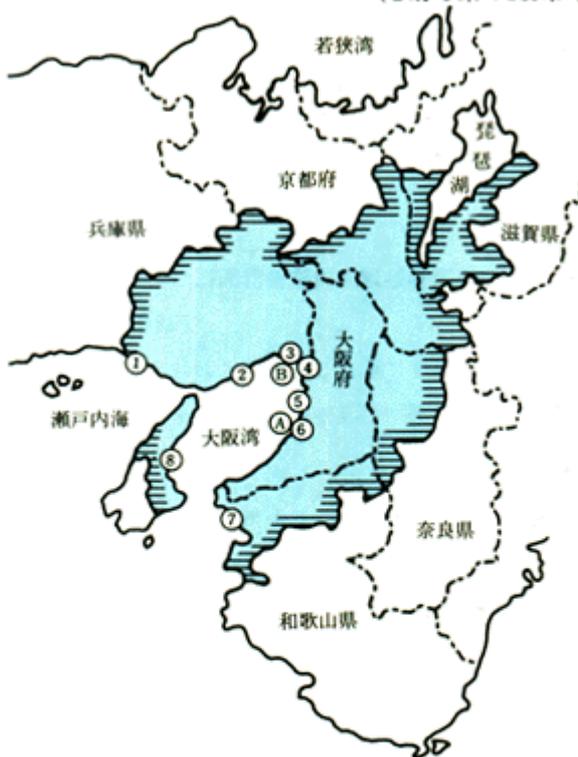
3 水道・廃棄物

(6) 廃棄物の広域処理

大都市圏における最終処分場の確保難に対処するため、地方公共団体が共同で建設し、利用する最終処分場を海面に求める計画(フェニックス計画)が進められている。

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域

大阪湾フェニックス計画における受入対象区域
(2府4県の149市町村)



埋立地の位置及び規模

埋立場所名	規模		図面番号
	面積 (ha)	埋立容量 (万m ³)	
泉大津沖埋立処分場	203	3,000	①
尼崎沖埋立処分場	113	1,500	②

搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	規模		図面番号
	取扱可能廃棄物量 (t/日)		
加古川基地	1,700		③
神戸基地	6,700		④
尼崎基地	12,000		⑤
大阪基地	12,000		⑥
堺基地	9,900		⑦
泉大津基地	5,000		⑧
和歌山基地	2,100		⑨
津名基地	110		⑩

注) 受入対象区域から排出される廃棄物を搬入施設で受け入れ、輸送船等により埋立地まで輸送する。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare